

町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)2月20日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例の一部を改正する条例

町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例（平成１０年９月町田市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(命令) <u>第１０条</u> 市長は、美化推進重点区域内であきかん等及び吸い殻等を捨てた者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。 <u>２</u> 市長は、道路等喫煙禁止区域内の公共の場所で喫煙をした者に対し、その行為の中止を命令することができる。 (公表) 第１８条 市長は、次に掲げる者について、その旨及びその内容を公表することができる。 (１) 略 (２) <u>前条第２項</u>の規定による命令に違反した者 (過料) 第２７条 <u>第１０条第２項</u>の規定による命令に違反した者は、２，０００円以下の過料に処する。	(<u>美化推進指導員</u>) <u>第１０条</u> 市長は、<u>美化推進重点区域内のあきかん等及び吸い殻等の散乱の防止並びに道路等喫煙禁止区域内の公共の場所における喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進指導員（以下「指導員」という。）を委嘱することができる。</u> <u>２</u> <u>指導員</u>は、美化推進重点区域内であきかん等及び吸い殻等を捨てた者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。 <u>３</u> <u>指導員</u>は、道路等喫煙禁止区域内の公共の場所で喫煙をした者に対し、その行為の中止を命令することができる。 <u>４</u> <u>指導員は、その活動を行うときは身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u> (公表) 第１８条 市長は、次に掲げる者について、その旨及びその内容を公表することができる。 (１) 略 (２) <u>第１７条第２項</u>の規定による命令に違反した者 (過料) 第２７条 <u>第１０条第３項</u>の規定による命令に違反した者は、２，０００円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。